

奈良県告示第三百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和三年一月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
飯岡 大	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	内科・血液内 科・小児科（ 肢体不自由）	令和二年十 一月二十六 日
松井 満政	平成記念病院	橿原市四条町八二 七	整形外科（肢 体不自由）	令和二年十 一月二十六 日
栈敷 真理奈	平成記念病院	橿原市四条町八二 七	整形外科（肢 体不自由）	令和二年十 一月二十六 日
西村 文彦	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	脳神経外科（ 肢体不自由）	令和二年十 一月二十六 日
高谷 広章	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	消化器代謝内 科（肝臓機能 障害）	令和二年十 二月十六日